重度身体障害者(児)住宅整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松山市補助金等交付規則(昭和44年規則第6号)第2条に 定める補助事業等のうち、日常生活において他の者の介護を必要とする在宅重度身 体障害者(児)のいる世帯に対し、重度身体障害者(児)住宅整備事業補助金を交 付することにより、当該身体障害者(児)の日常生活を容易にし、その行動範囲を 広げて自立更生を促進することを目的とする。

(補助対象者)

- 第2条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 市内に居住する者であること。
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による下肢・体幹機能障害 又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち,移動機能障害 を有する障害等級表1級又は2級に該当する身体障害者(児)のいる低所得世 帯(市民税所得割が課税されない世帯をいう。)に属する者であること。
 - (3) 身体障害者(児)のため、住宅の設備等の改修を希望する者のうち、市長が適当と認めたものであること。
- 2 この補助金により前項の改修を行えるのは、原則1回とする。

(補助金の額)

- 第3条 1件当たりの補助金の額は、100万円又は次条各号に掲げる設備等の改修に要する額から次の各号に掲げる額を減じて得た額のいずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。この場合において、算出した額に1、000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - (1) 松山市日常生活用具費支給事業実施要綱(平成18年10月1日制定)第3 条に規定する日常生活用具居宅生活動作補助用具(住宅改修)の補助額
 - (2) 介護保険法第40条第6号に規定する居宅介護住宅改修費の支給額 (補助の対象となる改修)
- 第4条 補助の対象となる改修は、次の各号に掲げる住宅の設備等に係るもので、 必要と認められるものとする。

台 所

- (1)浴室
- (2)便所
- (3) 洗面所
- (4) 玄 関

(5) その他当該身体障害者(児)にとって改修をする必要があると市長が認める 箇所

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、重度身体障害者(児)住宅整備事業補助金交付(変更)申請書(様式)に市長が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、その内容を変更(事業の趣旨を変更しない程度の軽微な変更を除く。)しようとするときは、あらかじめ重度身体障害者(児)住宅整備事業補助金交付(変更)申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の変更決定)

第8条 第6条の規定は、前条の変更申請について準用する。

(設備の管理)

第9条 この事業により住宅整備を行った者は、当該設備をその目的に反して使用 し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(完了報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業完了後、速やかに、市長が必要と認める書類を添えて、報告しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する報告があった場合は、必要に応じて調査を行い、 適当と認めたときは、補助金の交付を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(制定理由)

日常生活において他の者の介護を必要とする在宅重度身体障害者(児)のいる世帯に対し、住宅整備事業補助金を交付することにより、自立更生を促進するため。

(公布文)

公布に当たっては、標記件名及び制定文を「松山市重度身体障害者(児)住宅整備 事業補助金交付要綱をここに公布する。」と書き替え、公布する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第2条から第4条までの規定は、この要綱の施行の日 以後に第6条の規定による交付決定又は第8条の規定による変更決定を受けた補 助金について適用し、同日前に交付決定又は変更決定を受けた補助金については、 なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。